

障第1566号
令和6年1月30日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等は除く。）

様

岐阜県健康福祉部長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令及び児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

標記の件について、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長から通知がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	佐 藤
電 話	058-272-1111 内 3490		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		